

## メールによる届出及び申請に関するルール（試行）ver.1.0

令和3年4月1日より特定特殊自動車型式届出及び少数生産車承認申請を除くオフロード法に基づく届出及び申請に関しまして、メール受付の試行を開始します。（特定原動機型式指定申請、定特殊自動車型式届出及び少数生産車承認申請については今しばらくお待ち願います。）

メールでご提出いただく場合には以下の事項を遵守して下さい。この取り組みは試行的に行っているため、運用する中で適宜ルールを見直しますが、ご了承願います。

1. メールの件名は、次ページのとおりとして下さい。
2. 1つの手続きに添付する書面データの合計が2MB以下の場合のみメールでの提出を受け付けます。データの合計が2MBを超える場合には、従前どおり郵送によりご提出下さい。（なお、今後環境が整えばデータ容量について見直す予定です。）  
届出書及び申請書のデータの名称は件名と同じとして、その他の添付データの名称は実施要領の「電子申請を行う際の添付書面（特定特殊自動車）の様式等」に準拠して下さい。  
また、添付データは印刷、コピーが可能なものとして下さい。
3. メール提出時間は、土、日、祝日、年末年始（12月28日～1月3日）を除いて10:00から17:00までの間のみです。上記時間帯以外の送信はしないで下さい。
4. 届出書及び申請書の右上に記載する日付は、メール送信日と一致させて下さい。
5. 使用確認申請の返信用封筒については、別途、返信先を記載して、切手を貼り付けた返信用封筒を郵送願います。
6. 従前、少数生産車記載事項変更承認申請書については、少数生産車変更承認通知書の交付と同時に副本を返送させていただいておりましたが、メール提出の場合、副本の送付は致しません。（少数生産車変更承認通知書の交付は従前どおり行います。）
7. 届出又は申請事業者のドメインのメールアドレスから送信して下さい。送信先は、`offroad-jidosha(at)env.go.jp`の(at)を@に変換して、こちらのアドレスへ送信下さい。
8. 環境省にてメールを受信した際に、3営業日以内に受信した旨をメールで返信します。3営業日経過しても連絡がない場合は電話にてお問い合わせ願います。
9. メール本文には、必ずご担当者様のご所属、お名前及び電話番号を記載して下さい。

**<メールの件名に関して>**

メールの件名は以下のように該当する書面の名称に全角の【】をつけること。

【型式指定特定原動機記載事項変更届出書】

【型式指定特定原動機製作等廃止届出書】

【型式指定特定原動機変更承認申請書】

【型式届出特定特殊自動車記載事項変更届出書】

【少数生産車報告書】

【少数生産車失効届出書】

【少数生産車製作等廃止届出書】

【少数生産車記載事項変更届出書】

【少数生産車記載事項変更承認申請書】

【確認申請書】

【確認証再交付申請書】